

一般会計等における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

(ア) 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

(イ) 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………該当なし

② 満期保有目的以外の有価証券

(ア) 市場価格のあるもの……………該当なし

(イ) 市場価格のないもの……………取得原価

③ 出資金

(ア) 市場価格のあるもの……………該当なし

(イ) 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

取得原価法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15 年~50 年

工作物 8 年~50 年

物品 2 年~15 年

② 無形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5 年)に基づく定額法によっています。)

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(重要性の乏しいファイナンス・リース取引を除く)……………

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上します。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額を、期末自己都合要支給額から控除した額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上します。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるときは修繕費として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

変更なし

(2) 表示方法の変更

変更なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

変更なし

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

公共下水道事業特別会計、戸別合併処理浄化槽事業特別会計は令和 5 年度をもって廃止となります。令和 6 年度からは、地方公営企業会計として連結対象団体となります。

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

該当なし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失保証債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
公営企業会計	- 千円	- 千円	4,325,688 千円	4,325,688 千円
旧志摩広域消防組合(志摩市)	- 千円	- 千円	12,466 千円	12,466 千円
三重県市町総合事務組合	- 千円	- 千円	4,005 千円	4,005 千円
わたらい老人福祉施設組合	- 千円	- 千円	375,738 千円	375,738 千円
計	- 千円	- 千円	4,717,897 千円	4,717,897 千円

(2) 係争中の訴訟等

該当なし

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

② 一般会計等の対象範囲のうち、普通会計の対象範囲に含まれない特別会計はありません。

③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	-	%
連結実質赤字比率	-	%
実質公債費比率	10.3	%
将来負担比率	55.3	%

- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 該当なし
- ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額 685,008 千円
- ⑧ 過年度修正等に関する事項
該当なし

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。
(ア) 範囲
来年度予算において、財産収入として措置されている公共資産
(イ) 内訳
該当なし
- ② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

10,640,635 千円

- ③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	6,164,106	千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,208,136	千円
将来負担額	19,007,176	千円
充当可能基金額	4,261,908	千円
特定財源見込額	85,074	千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	11,915,574	千円

- ④ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
該当なし

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

- ① 固定資産等形成分
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分(不足分)
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 $\Delta 439,617$ 千円

- ② 既存の決算情報との関連性

一般会計等	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	11,013,378 千円	10,743,115 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	- 千円	- 千円
繰越金に伴う差額	372,775 千円	- 千円
基金繰入による差額(233条の2)	- 千円	- 千円
資金収支計算書	10,640,603 千円	10,743,115 千円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としていますが、歳入歳出決算書と資金収支計算書に相違はありません。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	△232,363 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	319,499 千円
投資活動収入のその他の収入	13,946 千円
未収金・長期延滞債権の増減	△3,178 千円
減価償却費	△1,174,655 千円
賞与引当金の増減	△29,667 千円
退職手当引当金の増減	△34,049 千円
徴収不能引当金の増減	1,844 千円
資産除売却損益	△12,852 千円
その他	33,216 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△1,118,259 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。
なお、一時借入金の限度額および利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 1,000,000 千円
一時借入金に係る利子額 -千円

6. 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。
該当なし

全体会計における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - (ア) 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
 - (イ) 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、公営企業会計については、この限りではありません。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………該当なし
- ② 満期保有目的以外の有価証券
 - (ア) 市場価格のあるもの……………該当なし
 - (イ) 市場価格のないもの……………取得原価
- ③ 出資金
 - (ア) 市場価格のあるもの……………該当なし
 - (イ) 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

取得原価法による低価法
ただし、水道事業会計については、先入先出法による原価法としています。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法
 - 建物 15 年～50 年
 - 工作物 8 年～50 年
 - 物品 2 年～15 年
- ② 無形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法
(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5 年)に基づく定額法によっています。)
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(重要性の乏しいファイナンス・リース取引を除く)
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
ただし、耐用年数は公営企業会計についてはこの限りではありません。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金
市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上します。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額を、期末自己都合要支給額から控除した額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上します。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。
ただし、公営企業会計については、この限りではありません。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、公営企業会計については、税抜方式によっています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

変更なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

変更なし

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

公共下水道事業特別会計、戸別合併処理浄化槽事業特別会計は令和 5 年度をもって廃止となります。令和 6 年度からは、地方公営企業会計として連結対象団体となります。

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正
該当なし

(4) 重大な災害等の発生

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失保証債務等		総額
		損失補償等引当金	貸借対照表	
		計上額	未計上額	
旧志摩広域消防組合(志摩市)	- 千円	- 千円	12,466 千円	12,466 千円
三重県市町総合事務組合	- 千円	- 千円	4,005 千円	4,005 千円
わたらい老人福祉施設組合	- 千円	- 千円	375,738 千円	375,738 千円
計	- 千円	- 千円	4,717,897 千円	4,717,897 千円

(2) 係争中の訴訟等
該当なし

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

範囲	団体(会計)名	区分	連結方法	連結割合
一般会計等	一般会計	—	—	— %
全体会計	国民健康保険特別会計	特別会計	全部	100 %
全体会計	介護保険特別会計	特別会計	全部	100 %
全体会計	後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部	100 %
全体会計	公共下水道事業特別会計	特別会計	全部	100 %
全体会計	戸別合併処理浄化槽事業特別会計	特別会計	全部	100 %
全体会計	水道事業会計	地方公営企業会計	全部	100 %
全体会計	病院事業会計	地方公営企業会計	全部	100 %

連結の方法は次のとおりです
地方公営企業会計は、全て全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体(会計)との間で、出納整理期間に現金の受払等があった場合は、現金の受払等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

① 範囲

来年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

② 内訳

該当なし

連結会計における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

(ア) 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

(イ) 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、一部の連結対象団体については、この限りではありません。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法(定額法)

② 満期保有目的以外の有価証券

(ア) 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(イ) 市場価格のないもの……………取得原価(又は償却原価法(定額法))

③ 出資金

(ア) 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(イ) 市場価格のないもの……………出資金額

ただし、一部の連結対象団体については、この限りではありません。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

取得原価法による低価法

ただし、一部の連結対象団体については、この限りではありません。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

建物 15 年~50 年

工作物 8 年~50 年

物品 2 年~15 年

② 無形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

③ (ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5 年)に基づく定額法によっています。)

④ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(重要性の乏しいファイナンス・リース取引を除く)

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

ただし、一部の連結対象団体については、この限りではありません。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額を、期末自己都合要支給額から控除した額を計上しています。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しますが、令和3年度は該当がありませんでした。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体については、この限りではありません。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

ただし、一部の連結対象団体については、この限りではありません。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

ただし、一部の連結対象団体については、この限りではありません。

(8) 消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体(会計)については、税抜方式によっています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

変更なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

変更なし

3. 重要な後発事象

(4) 主要な業務の改廃

公共下水道事業特別会計、戸別合併処理浄化槽事業特別会計は令和5年度をもって廃止となります。令和6年度からは、地方公営企業会計として連結対象団体となります。

(5) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(6) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(7) 重大な災害等の発生

該当なし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失保証債務等		総額
		損失補償等引当金	貸借対照表	
		計上額	未計上額	
旧志摩広域消防組合(志摩市)	- 千円	- 千円	12,466 千円	12,466 千円
計	- 千円	- 千円	12,466 千円	12,466 千円

(2) 係争中の訴訟等

該当なし

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

範囲	団体(会計)名	区分	連結方法	連結割合
一般会計等	一般会計	—	—	— %
全体会計	国民健康保険特別会計	特別会計	全部	100 %
全体会計	介護保険特別会計	特別会計	全部	100 %
全体会計	後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部	100 %
全体会計	公共下水道事業特別会計	特別会計	全部	100 %
全体会計	戸別合併処理浄化槽事業特別会計	特別会計	全部	100 %
全体会計	水道事業会計	地方公営企業会計	全部	100 %
全体会計	病院事業会計	地方公営企業会計	全部	100 %
連結会計	三重県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・ 広域連合	比例	1.14 %
連結会計	三重県市町総合事務組合	一部事務組合・ 広域連合	比例	3.45 %

連結会計	鳥羽志勢広域連合	一部事務組合・ 広域連合	比例	11.08 %
連結会計	度会広域連合	一部事務組合・ 広域連合	比例	— %
連結会計	三重地方税管理回収機構	第三セクター等	比例	1.88 %
連結会計	紀勢地区広域消防組合	一部事務組合・ 広域連合	比例	— %
連結会計	わたらい老人施設組合	一部事務組合・ 広域連合	比例	25.43 %
連結会計	志摩広域行政組合	一部事務組合・ 広域連合	比例	—

連結の方法は次のとおりです

地方公営企業会計は、全て全部連結の対象としています。

一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。なお、三重県市町総合事務組合（退職手当事業）については、積立不足額を一般会計等財務書類に計上することにより連結したものとみなしています。

第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体（出資割合等が 50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が 25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体(会計)との間で、出納整理期間に現金の受払等があった場合は、現金の受払等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

① 範囲

来年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

② 内訳

該当なし